

# 兵庫県公報

平成14年3月29日

第11号外

発行人  
兵 庫 県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号



毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日

(兵庫県民の旗=県旗)

## 目 次

監査委員公告	ページ
○行政監査の結果に係る措置結果について .....	1

## 監査委員公告

平成14年3月29日

### 兵庫県監査委員

山	口	信	行
橋	本	俊	作
小	西	庸	夫
今	西	正	行

### 行政監査の結果に係る措置結果について

平成13年6月4日付けで公表した行政監査の結果に対し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、知事から行政監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知が、平成14年3月20日にあったので、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

## 平成13年6月4日付け行政監査報告に係る措置

## 行政監査「高額機器の取得、利用・管理」

問題点・指摘事項等	対応及び改善策
1 機器の取得に当たり留意・改善すべきこと	ア 機器の導入について 試験研究機器については、研究目的の達成等によって、利用頻度が低下している機器も見受けられるので、機器の導入に当たっては、研究終了後の活用等、中長期的な利用計画も考慮して決定することが望まれる。
	イ 機器の購入手続について 試験研究機関等においては、一者による随意契約により、機器の購入が行われることが多いが、機器購入における透明性、経済性等の観点から、仕様についても可能な限り考慮し、複数の機種の選定、競争入札への努力が望まれる。
	ウ 機器の取得時期について 機器の有効活用の観点から購入時期に制約のないものについては、計画的に事務処理を進めることにより、機器の早期取得に努めることが望まれる。
2 機器の利用・管理に当たり留意・改善すべきこと	ア 機器の稼働について (ア) 機器については、稼働が低調なものや全く稼働していないものがある。 機器の有効活用の方策について十分に検討し、その上で利用の見込みがないものについては、廃棄等の処分を含めた検討が望まれる。
	(イ) 試験研究機関等では、機器の評価管理が組織的に行われていない。 機器については、評価管理システムを構築し、適切な評価管理を組織的に行っていくことが望まれる。

	<p>イ 機器の保守管理について 同一の機器でありながら保守管理委託を行っている機器と行っていない機器があるが、すべての機器について、性能維持、費用対効果の観点から、保守管理の在り方について検討が望まれる。</p>	<p>機器の性能維持については、一部、故障時の修繕で対応等しているが、今後は、機器の性能維持等のため、保守管理委託が可能な機器については、その費用対効果、有効性等を考慮し、保守委託との比較検討をする。</p>
	<p>ウ 機器の相互利用、外部開放について 機器の相互利用、外部開放を推進するために、機器情報のデータベース化に取り組むとともに、利用可能な機器の範囲の拡大と開放施設の内容、試験研究機器の機能等についてインターネットを活用した関係者等への周知が望まれる。</p>	<p>機器の相互利用については、稼働日数に余裕がないものや機種の設定変更作業が必要になるなど各種の制約があり、困難なものが多いが、他の試験研究機関への機器情報の提供等について検討するとともに、パンフレットの作成、広報誌や業務報告への掲載や講習会等を実施し、機器活用の周知を図っているほか、インターネットを利用した広報を積極的に行い、利用可能な機器についてデータベースを作成し、ホームページ上から検索できるようにするなどの工夫を行った。</p>
3 その他留意・改善すべきこと	<p>ア 入札参加者審査会について 平成11年度の入札参加者審査会県立病院部会は、すべて持ち回り審議となっている。入札参加者の選定に当たっては、できる限り部会を招集することが望まれる。</p>	<p>納期までに余裕がないこと等により、審査会を開催する暇がない場合を除き、各委員の日程調整を行い開催する。</p>
	<p>イ 機器の使用貸借について 姫路工業大学においては、購入した機器を、他大学等の協力研究者に貸付けているものがある。 貸付機器については、機器の使用貸借契約を締結するとともに、貸付期間終了後の機器の管理等についても明確にしておくことが望まれる。</p>	<p>他大学等の協力研究者に貸し付けている機器については、平成13年11月27日までに使用貸借契約を締結し、貸付期間終了後の機器の管理等についても明確にした。</p>
	<p>ウ 機器の管理について 平成11年度中に全く稼働していない機器が、19機器あり、その中には、平成10年度以前から稼働していない機器が3機器、故障及び老朽化を理由とするものが5機器ある。 機器の管理の必要性を検討し、管理する必要のない機器については、限られた病院スペース等の有効利用の観点からも、廃棄等処分の検討が望まれる。</p>	<p>機器管理の必要性についての検討を行い、管理する必要のない機器については、廃棄等の処分を行う。 平成10年度以前から稼働していない機器が3機器あるが、県立尼崎病院の全自動血液ガス分析装置は平成13年3月30日に、セルソータシステムは平成13年5月31日に処分済であり、県立淡路病院のバイナリープールは、全身熱傷患者のリハビリを行うためには必要不可欠の機器であるが、他の機器の代替等も含め、引き続き機器の有効性等を検討していく。 また、上記を除き、平成11年度中に全く稼働していない7機器のうち、特定の患者用1機器及び補完用2機器を除く4機器については、平成13年3月30日までに処分を行った。</p>

## エ 機器の処分について

帳簿価格30万円以上の病院事業会計の医療機器を処分するには、県民生活部県立病院局長の承認を受けたうえで、病院長による処分決定が必要であるが、これらの手続を経ないまま処分されている機器が1機器あった。適正な事務手続に留意すべきである。

当該機器については、平成13年3月14日付けで処分承認の事務手続を行った。

今後は、病院の業務検査時の指導、機器導入時の処分決定の徹底等により、事務処理の適正化に努めていく。